

論 説

持続可能な都市農村交流（農林漁家民宿）のために
 ——高知県に見る経済活動としてのグリーン・ツーリズム——

山 崎 眞 弓
 中 澤 純 治

目 次

第1章	グリーン・ツーリズムの現状
1.	グリーン・ツーリズムとは
2.	グリーン・ツーリズムへの期待と現実
3.	高知県におけるグリーン・ツーリズムの現状
第2章	グリーン・ツーリズムの課題
1.	グリーン・ツーリズムの持つ二面性
2.	グリーン・ツーリズムの経済活動（農家民宿）における課題
第3章	グリーン・ツーリズム（農家民宿）の経済性
1.	グリーン・ツーリズムが地域に与える経済効果
2.	価格の決定権＝原価計算の必要性
3.	グリーン・ツーリズムの原価計算シートの提案
第4章	持続可能なグリーン・ツーリズムのために
1.	グリーンライフコンシューマーとの協働
2.	持続性への配慮（グリーン・ツーリズム支援にあたって）
3.	おわりに
	参考文献
	資料

第1章 グリーン・ツーリズムの現状

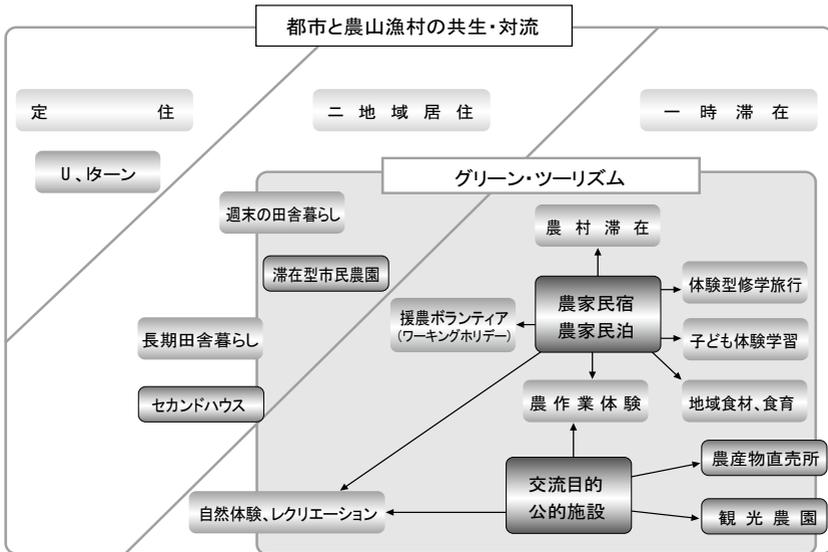
1. グリーン・ツーリズムとは

「グリーン・ツーリズム」は「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、

人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義¹されているが、通常はこの余暇活動の受入を通じて地域を活性化させようとする農山漁村側の取り組みを含めた意味合いで用いられている。本稿では「グリーン・ツーリズム」を後者（広義）と定義し、さらに内発型アグリビジネス²寄りの概念を含めて用いるものとする。

たとえば農林水産省は、グリーン・ツーリズムを農産物直売所での地元農産物の購入など日帰りを中心としたものから農林漁家民宿等での短期から長期までの宿泊滞在を通じた農山漁村体験まで幅広く捉え、かねてから農山漁村の振興策として推進してきた（図1）。また近年では観光立国の重要な「資源」として推進していこうとする動きもある（資料1）。

図1 旅行から定住まで



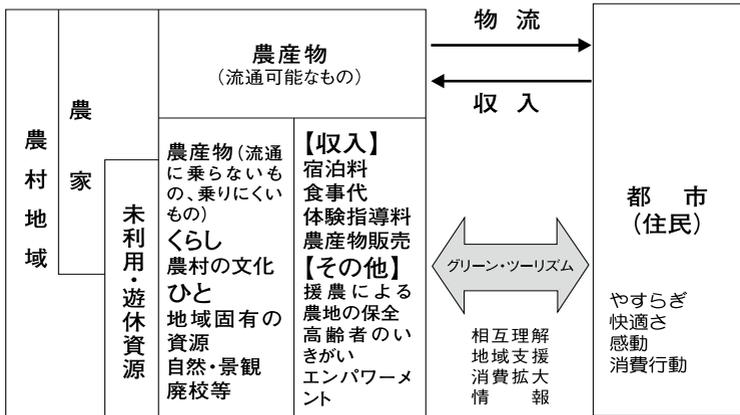
「都市と農山漁村の共生・対流」について 平成19年6月 農林水産省都市農業・地域交流室

¹ グリーン・ツーリズム研究会（平成4年4月に農林水産省構造改善局に設置）がとりまとめた中間報告（同年7月）を参照のこと。

² 竹本持（2007）p.1では、「地域内発型アグリビジネスは、農業生産を基礎に何らかの付加価値をつけることを目的としたものである。（中略）地域性豊かな農村での滞在型余暇活動などであり、そうした需要に応じている地域が着実な実績をあげている。」としている。

言うまでもなく農林漁家は農林水産物の販売によって収入を得ている。これに対してグリーン・ツーリズムでは、「モノが動くのではなく人が移動する」ことによって、景観、文化、農林水産業の商品にならない部分（作業も含む）など、「市場」や「流通」に乗せることのできないものが経済効果を生むとともに、人と人との交流が様々な意味で地域の活性化につながる（図2）。

図2 農家経営とグリーン・ツーリズム
モノが動かず人が動くことによって



作成：山崎眞弓

地方の市町村や地域の振興計画には必ずと言っていいほど「グリーン・ツーリズム（都市と農山漁村の交流）推進」が文言として盛り込まれてはいるが、本格的に定着し始めたのはごく最近のことと言ってよい。

例えば高知県では平成12年に初めてグリーン・ツーリズムの取り組みとしての農家民宿が開業して以来、しばらく大きな動きはなかったが、平成16年以降急増しており、平成19年度もその傾向は続いている³（図3）。また全国的に見

³ 農林漁家民宿」には明確な定義がない。農村休暇法による「農林漁業体験民宿」、センサスによる「農家民宿、漁家民宿」等の用語が混在し、それぞれのデータについて述べる際に煩雑である。ここでは、定義の異なる2つのデータであるが、全体としての増加傾向を示すものとして取り上げる。

高知県における「農家民宿等」の開業数については、平成12年度に開業した農林家が経営する民宿「いちょうの樹」を第1号とし、以降は農村休暇法の定義による農林業体験民宿を「農家民宿等」と定義し、市町村調査によって把握している。図3については、農林漁家が規制緩和を活用して開業した民宿を調査したものである。

でも、規制緩和を活用した農林漁家民宿の開業数は平成15年度に108軒、平成16年に180軒、平成17年度に270軒、平成18年度には402軒と増加を見せており、グリーン・ツーリズムの広がりを伺わせる(図4)。

図3 高知県の農家民宿等開業の動き

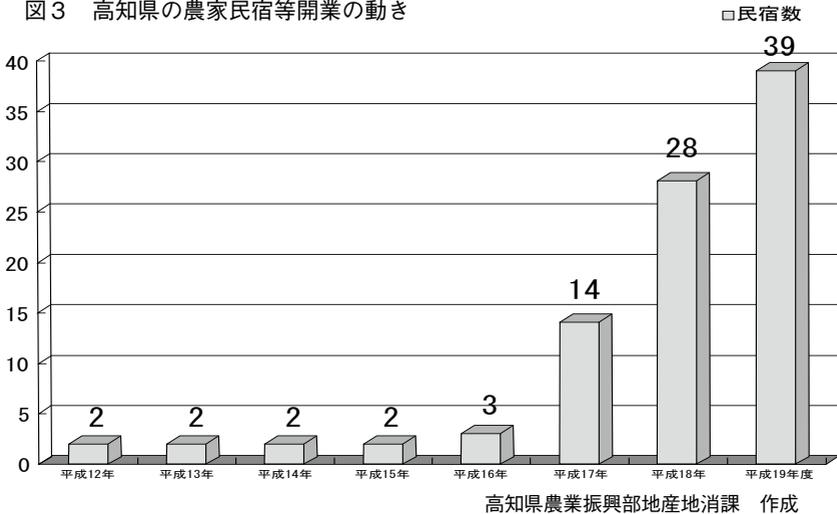
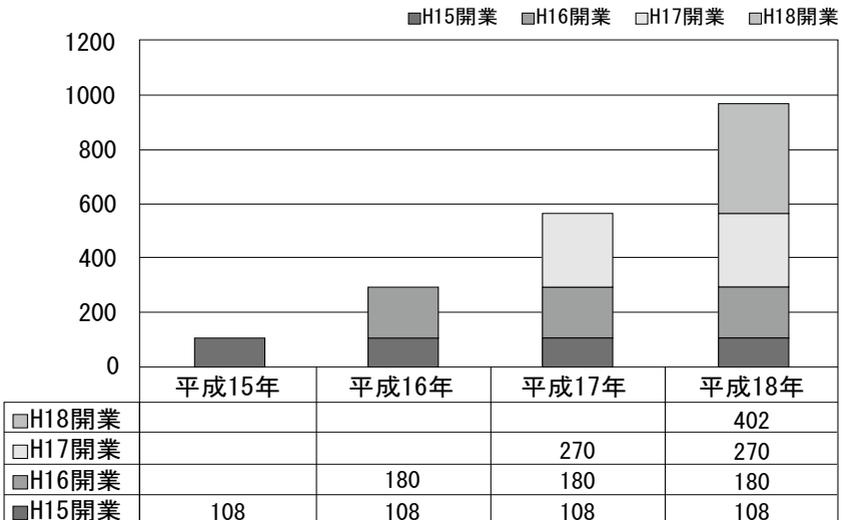


図4 規制緩和を活用した農家民宿等開業の動き



なお、図4の開業数以外にも規制緩和を利用していない開業が存在する。平成17年度農林センサスでの農家民宿の数⁴が3671軒であるから、相当な伸びといえる。

2. グリーン・ツーリズムへの期待と現実

グリーン・ツーリズムが地域の活性化や住民の充足感につながるものであるということは、すでにいろいろな場面で語り尽くされた感がある⁵。そして、産業の振興、環境や景観の保全、まちづくり、といった地域活性化効果はもちろんのこと、今や、団塊の世代の地域への移住や都市の子どもへの教育効果⁶など、都市生活や消費社会がはらんでいるある種の脆弱性を支える役割を農山漁村に期待する動き⁷さえ始まっている。

前述したようにグリーン・ツーリズムは通過型の体験観光旅行からもぎ取り果樹園、市民農園、援農、宿泊、定住まで含む懐の大きさがあり、様々な期待に応える可能性を持っている⁸。しかし、今の時点では一部の成功例を除いて、全国各地でグリーン・ツーリズムの芽生えがその伸びていく方向を模索しているのが現状であり、取り組みごと地域ごとに、発展途上ゆえの課題がある。

⁴ 農林業センサスにおける「農家民宿」とは、農業を営むものが、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材を使用割合で半数以上用いた料理を提供し、代金を得ている場合をいう。

⁵ グリーン・ツーリズムのもたらす活性化等については、代表的なものとして、美山町を事例とした「中山間地域における新しい村づくりと地域経営（宮崎猛編著（2002）」や「グリーン・ツーリズムの社会的・経済的効果（山崎光博（2004）」、安心院町、西米良町、飯田市、小国町の事例を取り上げた「日本型グリーン・ツーリズムの事例（青木辰司（2004）」等がある。

⁶ 「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が平成19年6月21日に取りまとめた府省連携の対応方向に基づき、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携して、①学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する。全国2万3千校（1学年120万人を目標）で体験活動を展開することを目指し、平成20年度から5年間で、①農山漁村における宿泊体験の受入体制の整備、②地域の活力をサポートするための全国推進協議会の整備等を進める。

⁷ 地震や津波などの震災に対して、商店街が疎開先を用意してそれを住民に売り出す「震災疎開パッケージ」などがある。東京の早稲田商店会が2002年に開発し、事務局となる全国商店街震災対策連絡協議会を立ち上げ、他の商店街にも働きかけて売り出した。

⁸ 山崎光博（2004）pp. 38-48。

平成19年12月に開催された全国グリーン・ツーリズムネットワーク東京大会⁹でも、泊まる、滞在型市民農園、食育、食の安全、学びのネットワーク、農村体験、癒し、農村環境・村づくり、農村ビジネス、制度・推進、生活スタイル、農ある都市の暮らし、という12のキーワードごとに非常に多岐にわたる議論が展開された。このことを見ても、グリーン・ツーリズムが抱える可能性と課題がいかに広範にわたっているかが分かる。

3. 高知県におけるグリーン・ツーリズムの現状

グリーン・ツーリズムは「地域の暮らし」をもって「地域の暮らしと産業」の活路を開くものであり、基本的には地域（市町村）ぐるみの取り組みが欠かせない¹⁰。全国的な成功事例（長野県飯田市、大分県宇佐市安心院など）は、いずれも市町村をあげての振興策として、農林業を主体とする地域経済基盤に立脚した取り組みを展開していることは広く知られている。

その一方で、高知県のように、戦略的にグリーン・ツーリズムを推進しようとする市町村の取り組みが弱く、農林漁家民宿をはじめとする個人の努力に負っている地域もある。仮に飯田市を地域経営型グリーン・ツーリズム¹¹とすれば、高知県はかなり小粒の個別経営体型グリーン・ツーリズム¹²と言えよう。

⁹ 特定非営利活動法人グリーンツーリズム・ネットワークセンタ HP を参照のこと。
<http://www.green-tourism.net/zenkokutaikaitoukyou.html>

¹⁰ 井上和衛(2001) p. 16では、「グリーン・ツーリズムに即した地域づくりが必要であり、そうした地域づくりには当然、行政、関係団体、地域住民が一体となった地域ぐるみの取り組みが必要となる。」とある。

¹¹ 地域経営型グリーン・ツーリズムについて、井上和衛(2001) p. 21は「地域経営型グリーン・ツーリズムとは、(中略)グリーン・ツーリズムにふさわしい地域づくりを計画的、かつ組織的にすすめる取り組みである」と述べられており、本稿における「地域経営型」はこの概念に近い。

なお、宮崎猛編著(2002)では、「地域経営型都市農村交流産業とは地域経営体を担い手として行われる都市農村交流産業である。」とし「地域経営体とは、地域の技術・労力・賃金・原材料等の生産資源を活かした経済事業により地域社会を維持することを目的とし、地域の農林水産業者、商工業者、関係団体より組織される経営体」と定義している。

¹² 井上和衛(2001) p. 22では、グリーン・ツーリズム推進体制を典型的に「行政主導型」と「住民主体型」に分類している。本稿での「個別経営型」は地域内のグリーン・ツーリズムの取り組みが主として「住民主体型」の「個人として営業するアグリビジネス」によって推進されているものを指す。

高知県では、このような県内の実情をふまえ、平成17年に「こうち体験ツーリズム推進プログラム」を作成し、「グリーン・ツーリズムビジネスの定着」「まとまった人数の受入体制の整備」「コーディネート組織の育成」を柱に、

- (1) 郷土への愛情、都市との交流に強い意欲
- (2) リスクや自己負担を乗り越えて開業するだけの意志
- (3) 地縁、人脈があることから、地域エリアに広がるコーディネート力

を持つ農家民宿等をグリーン・ツーリズムの拠点と位置づけ、アクセス面等でハンディキャップを持つ高知県において地域内の拠点が10年、20年と継続あるいは引き継がれていくことを目指し、開業促進から経営安定へむけての研修、実践者の組織化、誘客のための情報発信等の支援を実施してきた。個別経営型では、地域経営型の先進事例と異なり、実践者は個人個人として法規制や市場に対峙することになる。そこで平成18年度からは特に全国的な農家民宿等開業の増加と競争の激化が予想される中、「民宿の品質向上・維持」と「原価の認識」についての対応を急いだ。

研修で行った農家民宿等の「原価計算」の分析結果からは、各経営での課題や損益分岐点も明らかになりつつあり、原価をふまえた宿泊料の見直しや自家農産物の活用などの検討が行われるようになっている。

こうして個々の経営体が成長しつつある一方、地域（市町村）の動きは依然として充分とはいえない。県域の推進策では広がりがありすぎて顧客ロイヤリティ¹³を獲得していくには限界があり、地域ぐるみの推進ができるかどうかは大きな課題のまま残っている。さらに、この1年ほどの間にわか加速されてきたグリーン・ツーリズムへの社会的な関心の高まりは、「地域内の連携づくり」に取り組み始めたばかりの地域に対しても、「誘客と商品造成（観光需要との折り合い）」という待った無しの課題を加えようとしている。

つまり、「小さな個別経営体型」である高知県のグリーン・ツーリズムも、「求められる品質」や「誘客と商品造成」等の全国的な課題から免れるのではなく、

¹³ 竹本田持（2007）p. 5では、「地域内発型アグリビジネスは、次々と顧客を開拓・獲得し、成長・発展によって生み出されるメリットを活かす事業経営とは異なる特性を持つ。（中略）顧客ロイヤリティ（忠誠心）を構築し、リピーターを確保するために有効な戦略である。」としている。

しかも個別経営体は（地域経営型と比較して）グリーン・ツーリズムに取り組む実践者個々の継続性の課題がより目に見えやすくまた切実である。

そこで本稿では、高知県における「農家民宿等」推進の取り組みを多面的に総括しながら、他県の事例の知見も加え持続可能なグリーン・ツーリズムを実現するにあたって不可欠でありながらも、見逃されがちである「経済性」について下記の構成で述べることにしたい。

まず第2章では、グリーン・ツーリズムのさまざまな課題の根底にあると思われる「社会的活動」「経済活動」という2つの面を確認したのち、農家民宿¹⁴を事例に「経済活動」における課題に触れる。次に第3章では、グリーン・ツーリズムの「経済活動」を地域への経済効果というマクロの視点からとらえるとともに、地域全体の経済効果を支える個々の取り組み（本稿では農家民宿）の経済性を担保するためのツールとして「原価計算シート」を提案する。そして最後の第4章では、農山漁村が「都市の消費対象」となって資源疲労をおこさないために、推進策に必要な視点として、「都市農村交流へのロイヤリティの高い都市住民との協働」と「持続性への配慮」について述べる。

第2章 グリーン・ツーリズムの課題

1. グリーン・ツーリズムの持つ2面性

「グリーン・ツーリズム」あるいは「都市と農山漁村の交流」について、「地域の活性化のツールはもうこれしか残っていない」という声を聞く。仮に「ベストであるかどうかはともかく…」という但し書きがつくものであっても、どこか明るい雰囲気を感じさせるツールであることは間違いない。

しかし一方で、グリーン・ツーリズムは、推進する立場の人からさえ、よく「分かりにくい」と言われる。それはグリーン・ツーリズムの特徴である「2つの面を持つこと」¹⁵から来るものと思われる。2つの面とは、「社会的活動」と「経済活動」

¹⁴ 農家民宿とは、農村休暇法に定義される農林漁業体験民宿には定年後の経済的基盤に支えられた地域活動としての民宿開業や、自然体験型の宿泊施設等様々な形態が含まれる。本稿の「農家民宿」は農家が農業の傍ら副業的に営む民宿とする。

¹⁵ 竹本田持(2007) p. 32において、「地域内発型アグリビジネスとは、地域振興ないしは地

であり、グリーン・ツーリズムと一般のサービス業の間にある本質的な違いである。

(1) 社会的活動

「交流人口による地域の活性化」といった堅苦しい表現はいらない。「自分たちの地域の良さをお客様から教えられた」「農林漁業への誇りを取り戻した」という声はグリーン・ツーリズムに取り組んできた地域のほとんどで耳にする。最終的には「ここで生きてきて良かった」という住民の満足感をグリーン・ツーリズムは目指しているといえる。

また、実践の現場では「(誇りや喜びの伴わない) 儲けだけを指す経済活動ならしたくない」という言葉もよく聞かれる。それもまた確かにグリーン・ツーリズムの本質を表現している¹⁶ものではあるが、社会的な意義を重視するあまり、時には経済性を軽んじるように聞こえることすらあり、後述する課題の一因ともなっている。

(2) 経済活動

一番イメージしやすいのは体験型修学旅行の受け入れであろう。そして、受け入れによる地域の潤いを、農林漁家個人個人がどう受け止めているかといえば、農林漁業収入だけで生活していくことの限界の中での経営の多角化ということになる。グリーン・ツーリズムの経済性については京都府美山町での経済効果についての報告がある¹⁷ほか、農家民宿については農林水産省の施策説明資料（平成19年3月）に、自らの農林水産物に付加価値をつけたサービスによる所得や、地域内農産物の需要や地域内雇用の創出などの経済効果が確認されているが、こうした経済効果を支える個々の経営のありかたについてグリーン・ツーリズムで取上げられることはほとんど無く、わずかに、農村の女性起業の視点で部分的に論じられている¹⁸。

域農業振興という公益性と事業としての採算性の狭間で事業展開している。」と指摘している。本稿での「社会的活動」は「公益性」、「経済活動」は「採算性」に該当する。

¹⁶ 本稿ではグリーン・ツーリズム実践者側の視点から「社会的活動重視」の傾向を述べているが、既存研究でも「経済効果だけでなく社会的効果が大きい」とするものが多い。ただ、それが経済効果を圧倒的するほどに社会的効果が大きいということなのか、経済効果が少ないために社会的な効果に目を向けることになっているのか、実践者自身の「本音」と併せて今後なお検証が必要と思われる。

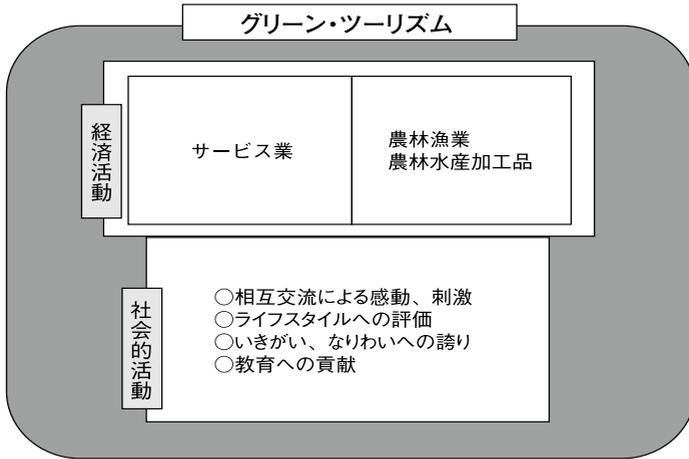
¹⁷ 霜浦森平・宮崎猛(2002)および霜浦森平・坂本央土・宮崎猛(2004)を参照のこと。

¹⁸ WAN研究所が発表した一連の論文「女性の起業とそのノウハウ」(2007a)から(2007l)を参照のこと。

このような2つの面をもつグリーン・ツーリズムでは、推進について論じる場面でさえ、十分注意をしていないと、それぞれの観点からのかみ合わない議論で終わることが少なくない。

これら受入側内部での「分かりにくさ」に、外側からの多様な期待と思惑が加わり、グリーン・ツーリズムはやや迷走気味に船出をしたところである。(図5)。

図5 グリーン・ツーリズムの2つの面



作成：山崎眞弓

2. グリーン・ツーリズムの経済活動（農家民宿）における課題

グリーン・ツーリズムの課題については取り組み別に資料2にその概要をまとめた。

広範囲で多様な取り組みを分類するのは難しいが、下記のようにグリーン・ツーリズムの受入れ側と来る側、それらが交流する場面の3つに分類するとやや分かりやすくなる。

- ①農山漁村側の課題（二面性に端を発する農山漁村側の内なる矛盾）
- ②都市側の課題（都市部におけるグリーン・ツーリズムの認知不足や市場の未成熟）
- ③グリーン・ツーリズムの実践においての課題（既存の法制度や規制緩和との折り合い、商品として求められる品質、持続性）

さらに農家民宿についての課題を抽出すると下記ようになる。

- ① 民宿の品質の維持・向上（内なる矛盾，コンプライアンス）
- ② グリーン・ツーリズムの認知向上（市場の成熟）
- ③ 継続性

ここから見えてくるのは、「グリーン・ツーリズムが国民運動になり新たな余暇活動として認知される」以前に、「商品としての品質が厳しく問われるようになってしまった」という「たいへんな事態」なのである。

ではそれぞれの課題を具体的に見てみよう。

① 品質の維持・向上

「農家民宿」は「宿泊業」であることには間違いはないが、農林業の補完、地域の活性化という成り立ち上、農山村での暮らし、地域の産業（農林業等）抜きには考えられない。つまり「宿泊以外の目的（人的交流）を合わせ持った宿泊業」という少し変わった「新しい業態」¹⁹といえる。

しかし、いかに社会的活動としての意味あいが色濃いものであっても「業」である限り、外からは求められるサービスの水準があり²⁰、守らねばならない法令等がある。

〔内なる矛盾〕

「宿泊業はお客で来てお客で帰るが、グリーン・ツーリズムはお客で来て仲間になって帰る」のがグリーン・ツーリズムのあり方であるとすれば、どこまで素顔でいたほうがいいのか、どこまでプロでないといけないのかという、商品としては矛盾を孕んだものとならざるを得ない（図6）。

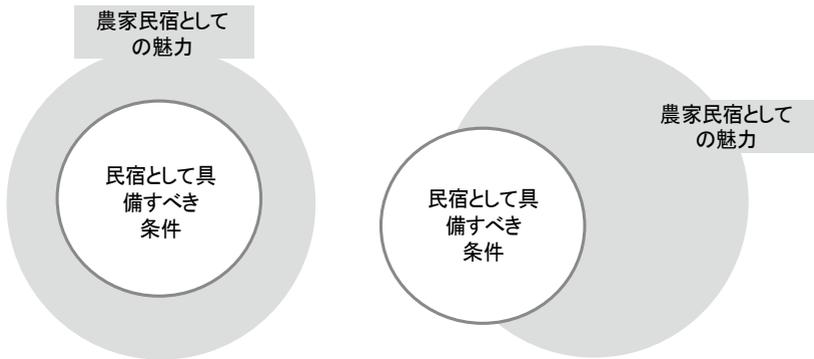
この点については、すでに多くの見解があり、「農家民宿という業態に適した法

¹⁹ 本稿で述べた二面性の他にも「農林漁業」に対する伝統的な産業観に固執した見方からすれば、農家民宿は「サービス業」という異なる産業に踏み込んだと受け止められる。持田紀治編（2002）p. 25で大江靖雄氏が指摘しているように、「グリーン・ツーリズム活動が先駆的であることから、地域内でしばしば孤立しがちであり、地域住民に理解されないことが少なくない」。農業施策においてすら、「農家民宿＝農業の一部門」と見なされていないケースがある。ちなみに農業生産法人の要件である「主たる事業」の定義では、「農家民宿」は「農業に関連する事業（＝農業）（農地法施行規則第一条の二）」とされている。

²⁰ 財）都市農山漁村交流活性化機構（2006c）における、竹本持田「I わが国における農家民宿の品質管理をめぐる課題」に詳しい。

律²¹」の必要性にまで至る議論が予想されるが、現在の法体系や市場の成熟度を前提とした場合、筆者は「品質」を「安全・安心」と「ホスピタリティ」に分け、前者については一般の「業」と遜色なく、後者については「グリーン・ツーリズムという新たな余暇活動」市場の形成と平行して新しいものさしを作りつつ評価していくことが、実践者の誇りある取り組みにつながるのではないかと考える。

図6 「民宿として具備すべき条件」と「農家民宿としての魅力」の関係



「農家民宿」は「民宿」として具備すべき条件をきちんと備えた上でさらに一般の「民宿」にはない魅力をもつべきとの立場。

「農家民宿」には農家としての魅力があるのだから「民宿」として具備すべき条件が多少欠けていてもO.K.との立場。

原図：竹本田持「I わが国における農家民宿の品質管理をめぐる課題」p 4「日本の民宿における品質保証に係る可能性と課題—品質管理に係る要点とランク付けの検討」（財）都市農山漁村交流活性化機構 平成18年3月より

[コンプライアンス]

農林業にサービス業が取り入れられたことにより、グリーン・ツーリズムの実践者は今まで関わりの無かった法令規制や制度に直面している（図7）（資料2）。

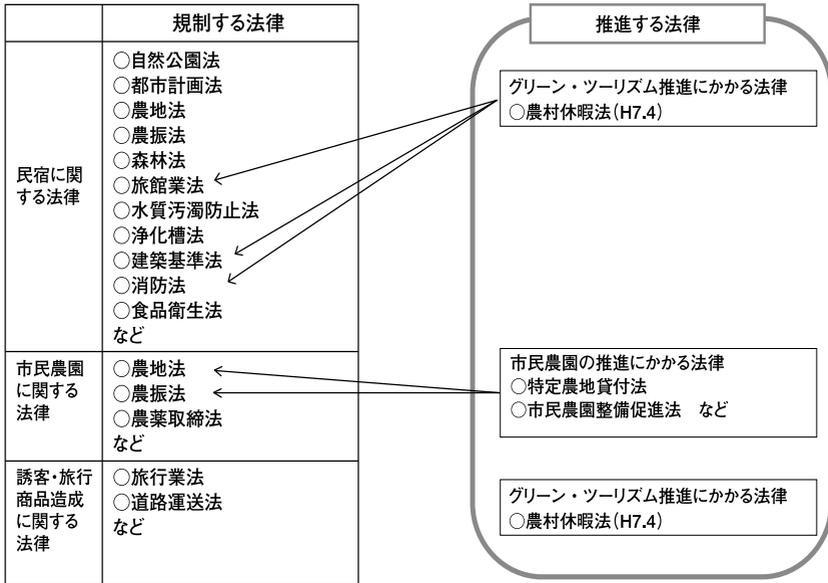
国や県は、グリーン・ツーリズムの円滑な推進を期待して、様々な規制緩和、法律上の取り扱いの整理を行っている。

例えば、「農林漁業者が開業する民宿（農村休暇法に定義する）」については、

²¹（財）都市農山漁村交流活性化機構（2006c）における、手塚元廣「Ⅱ 農家民宿の施設・サービス等に関する品質管理の要点整理」pp. 28-29に、法律上の「民宿」の定義や運用上の整合性について指摘されている。

図7 グリーン・ツーリズムにかかる法律

← は緩和、弾力的運用を示す。



作成：山崎真弓

旅館業法では客室面積の規制が緩和²²されているほか、消防法、建築基準法等でも条件付きで柔軟な対応が図られている。

これらは農林漁家民宿の開業における経済負担を軽減するためのものであるが、最近になって「緩和が民宿の品質低下を招いているのではないか²³」と危惧する声が出てきている。

「規制緩和」という言葉の持つ免罪符のような響きは、農林漁家民宿が宿泊業として満たすべき条件すべてにおいて手加減をしてもらえるのだという楽観的な思い込みや推進サイドにとって都合の良い法解釈²⁴を誘発する危険性がある。

²² 平成15年に、農林漁家の開業する民宿では客室の下限面積33㎡が緩和された。対象となる農林漁家の定義については、各県で定めている。

²³ 青木辰司、小山善彦、バーナー・ドレイン「持続可能なグリーン・ツーリズム－英国に学ぶ実践的農村再生－」「遅まきながら部分的緩和が進んだ現在、容易な新規参加が、実践の品質低下を誘発する兆しが見られている」

²⁴ 同¹⁸手塚元廣「Ⅱ農家民宿の施設・サービス等に関する品質管理の要点整理」28

る。体験型観光という外圧に押され開業を急ぐあまりに「書類を書き申請料を払うだけでよいから」という安易な開業を推進することも珍しいことではない。

前述の建築基準法と消防法の事例でも、「33㎡」「50㎡」「100㎡」という「面積」を基準に手続きが容易になっている部分はあるが、決して「安全性」そのものが緩和された訳ではない。ここを十分に理解したうえで「緩和」を活用することが望ましい。ただ、このような複雑な法体系の中で「安全」を実質的に確保しようとする場合、法を熟知しグリーン・ツーリズムを理解して、総合的に判断しアドバイスしてくれる専門家が必要である。

今、全国レベルで「農家民宿の品質確保」²⁵の検討が始まっている。その取り組みをサポートするものとして、法令遵守のチェック機能と開業手続きの円滑化、コンプライアンスを含む品質の保証(工程管理、認証制度等)を目的とした専門家による農林漁家民宿サポートシステムをすみやかに構築すべきである。

②グリーン・ツーリズムの認知向上(市場の成熟)

心ある人が足を運んでくれさえすれば農山漁村には必ず「感動」がある。2泊、3泊もすれば涙なしには別れがたい絆ができる。ただ、今のところ農山漁村でその絆を深めているのは、「求めるもののはっきりして行動に移せる」人々であって、「求めながらも待っている」人々には情報が届いていない可能性がある²⁶。

新聞やテレビで田舎体験の話題は多くなりつつあるが、そのほとんどが受入側からの情報であり、求めつつもまだチューニングをしている段階の都市の人々(一般多数のエンドユーザー)がキャッチしやすい周波数に絞れないまま、片思いのような情報発信になってはいないだろう。

さらにグリーン・ツーリズムは「旅行」と似た消費行動であるため、旅行市場では体験型観光と混在し、エンドユーザーと農山漁村の間には旅行業者が介在する。多くの旅行業者がグリーン・ツーリズムの商品化を目指すとしながら、現実には既存の商品造成から離れていない²⁷。

²⁵ 品質保証等の動きには、農林水産省と国土交通省が実施する「農林漁家民宿おかあさん100選」や新潟県ふるさと民宿連絡協議会が取り組む「品質評価制度」等がある。

²⁶ 下條龍二(2005) p. 75は、「都市部の方々は圧倒的に情報不足を感じている」としている。

²⁷ この点に関しては、ごく一部ではあるが「旅行とは違う目的を持った宿泊や移動のサポートが必要」、「単純なレジャー目的の旅行でなく、お客様の大きな生活サイクルの中

不運にして飯田市のような地域振興の理念に基づいたインバウンド型旅行業を持たない高知県において、筆者の目に映るのは今までの旅行商品の鋳型のなかで居心地が悪そうなグリーン・ツーリズムの姿である。ずいぶん以前から、また全国的に「グリーン・ツーリズムは観光とは違う」という一番肝心なところのメッセージが繰り返されているのに、真意はなかなか伝わらない。

観光サイドから求められる「いい商品」には往々にして「感動領域で質のいい旅行商品」と「売る側にとって都合のいい旅行商品＝買い手がつきやすい商品」の二つの意味がこめられている。旅行商品の造成において後者のようなマーケットインの手法が変え難いものであるとするならば、なおさらのこと、「旅行とは違う目的の空間移動や余暇活動」の需要を顕在化する必要がある²⁸。そのためには、独りよがりな情報発信でなく、ただ広く知らしめればいいというものでもなく、「都市と農山漁村、何かを共有したいという感性」のフィルターを通したよりエンドユーザーに近いところでの情報発信が有効であると考えられる。

③継続性

地域のグリーン・ツーリズムの行方を決めるのはその地域自らである。農山漁村の地域資源が「観光」によって掘り尽くされるまでの短期間、一時的だけでも元気になりたいというのが地域の主体的な判断であれば、継続性は必要ない。

ただ、前述したグリーン・ツーリズムへの期待が実現されることによってもたらされる「農村への共感」や「農林漁業への理解」「都市部での食への反省」は、多くのグリーン・ツーリズム実践者の「都市のパートナーとしていきいきと農山漁村で生きていきたい²⁹」という願いにつながっている。そして、現状を見れば、グリーン・ツーリズムはそれを取り巻く法制度や商品市場とともに成熟する過程の途上にあり、期待の実現にはまだかなりの時間を要することは明らかである。都市と農山漁村双方が望んでやまない社会の変化が重要なものであれ

に移動や宿泊などを組み込む」といったグリーン・ツーリズムの特性に対応した旅行業者の動きも徐々に見られるようになってきている。今後期待をしたい。

²⁸ グリーン・ツーリズムの来訪者側の条件を整備することも重要とされ、バカンス法の整備を提唱する動きもある。

²⁹ これは農家にとっては「誇りを持って農業を続け、ふるさとに住み続けること」であり、はからずも「農業と農山村地域の維持によって国土の保全が図られる（農業の多面的機能）」という政策課題に応えることにもなる。

ばこそ、「持続性」がグリーン・ツーリズムの一番の課題と言われる所以である。

グリーン・ツーリズムの取り組みにある程度深く関わっていくと、「疲れを感じる」という特徴的な言葉を耳にするようになる。「イヤになる」でもなく「楽しくない」でもない独特のニュアンスは、実はグリーン・ツーリズムを続けていく上での大きな課題に迫っている。つまり、「疲れはどこから来るのか」という問いに対する「対価をいただくようになってようやく『疲れ』が和らぎました」という経営者の答えが「経済性」の重要性を十二分に物語っている。

現実には、農家民宿、農家レストラン、体験イベントで行った「原価計算」結果からは、自らの労賃を圧縮していると見ざるを得ない事例、農山漁村特有の「もてなしすぎ」による経費の膨張傾向等が明らかになっている。採算性がないということは、受け入れ続けるほどに苦しくなっていくことであり、やがては個別経営体の「経済性」も地域経済からみた「経済性」も満たさないうまま、多くの研究者が指摘するように、一時のブームで終わってしまう可能性が高い。

第3章 グリーン・ツーリズム（農家民宿）の経済性

1. グリーン・ツーリズムが地域に与える経済効果

グリーン・ツーリズムがただのブームで終わらないためには、経済性の問題を抜きに語ることは出来ない。その際に重要となるのが、個別経営主体の経済性と地域経済から見た経済性の両立である。地域経済にどれだけ経済効果をもたらそうが、個別経営主体の経済性を無視していたのでは、持続的活動が不可能となるのは言うまでもない。また、個別経営主体のみが潤い、地域経済循環が形成されないのであれば、地域活性化のツールとしてのグリーン・ツーリズムの意義の大半は失われてしまうだろう。本章では、まず、高知県におけるグリーン・ツーリズムとしての農家民宿を取り上げ、地域経済の視点から見た経済性の問題について検証を行う。

これまでグリーン・ツーリズムにおける経済性の問題は、概念的に語られることはあってもその裏付けとなると、非常に脆弱なものであった。そうした中で、

霜浦森平，宮崎猛(2002)では，京都府美山町産業連関表を用いて，地域経営型都市農村交流事業が地域経済にもたらす影響を分析し，原材料取引がもたらす間接効果において，美山町経済の発展に貢献していることを明らかにしている。

高知県におけるグリーン・ツーリズムを検証してみよう。まずは，農業生産と農家民宿の支出構造の違いについてみてみよう。図8は，農業生産（施設野菜）と農家民宿の経費について，主として地域内に支出されるか，地域外に支出されるかを比較したものである（太字が主として地域内で調達されるものを示す）。農業生産では，労務費を除く経費はほとんど地域外からの調達となっている。それに対し，農家民宿では，労務費に加え，材料費（食材費，外注加工賃），経費（賃貸料，クリーニング代，体験用資材・材料）等が主として地域内に支出されていることがわかる。業態の違いが反映しているにせよ，経済活動としての農家民宿は，地域内経済取引を生み出す性質を持っていると言える。このことから，しばしば地域経済を考えるうえで問題となる，地域外へのマネーの流出を防ぎ，地域内経済循環の強化に資する性質といえる。

図8 農業生産と民宿の経費構成の比較

製造原価ベースでの比較

農業生産（施設野菜）		農家民宿	
材料費	種苗費 肥料費 農業衛生費 諸材料費 その他資材費	材料費	食材費(購入・自給) 外注加工賃 (地域内農産加工品等) 消耗品(一部)
労務費	雇用賃金 自家労賃 福利厚生費	労務費	雇用賃金 自家労賃 福利厚生費
経費	動力光熱費 作業用衣料費 農具費 修繕費 減価償却費 土地改良費 共済掛金 支払い地代 賃借料	経費	食器調理用具 体験用材料等 クリーニング代 保険(客用)掛金 動力光熱費 作業用衣料費 減価償却費 修繕費賃借料

太字:主に地域内で調達(地域内で製造、供給)されるもの 作成：山崎眞弓

こうした地域経済への波及効果を具体的に図示したものが、図9である。この事例では、農家民宿開業前は、農林業収入400万円、所得210万円であった経済主体が、農家民宿開業後、農林業収入は275万円、所得148万円に減少するものの農家民宿収入600万円、農家レストラン収入350万円が加わり、最終的に農林業関係収入1225万円、所得530万円、開業前に比べて320万円の所得が増加している。ここで見逃してはいけないのが、地域経済への波及である。地域経済に対して農家民宿や農家レストランの食材やその他サービスの購入で195万円の経済取引が新たに生まれ、さらにパート雇用が発生し、所得として36万円が生み出されているのである。これらの効果だけでも231万円の波及効果が生まれている。

このように、農家民宿は従来の農業生産に比べ地域内調達が非常に高く、従来、地域外に流出していたマネーを地域に取り戻す機能を備えていることがわかる。

では、H12年中山間地域産業連関表(資料3)³⁰を用いて農家民宿が地域経済に与える効果を検証してみよう。今回、高知県における代表的な3つの農家民宿に経営実態調査とヒアリング調査を行い、農家民宿における地元調達率について調べた。表1は食材の地元調達率についてまとめたものである³¹。これを見ると、中山間地域における平均的な農業自給率に比べて、農家民宿における地元調達率の方が、非常に高く地元調達率は96.5%を示し、大部分が地元で調達されたものとなっている。

表1 食材の地元調達率の比較

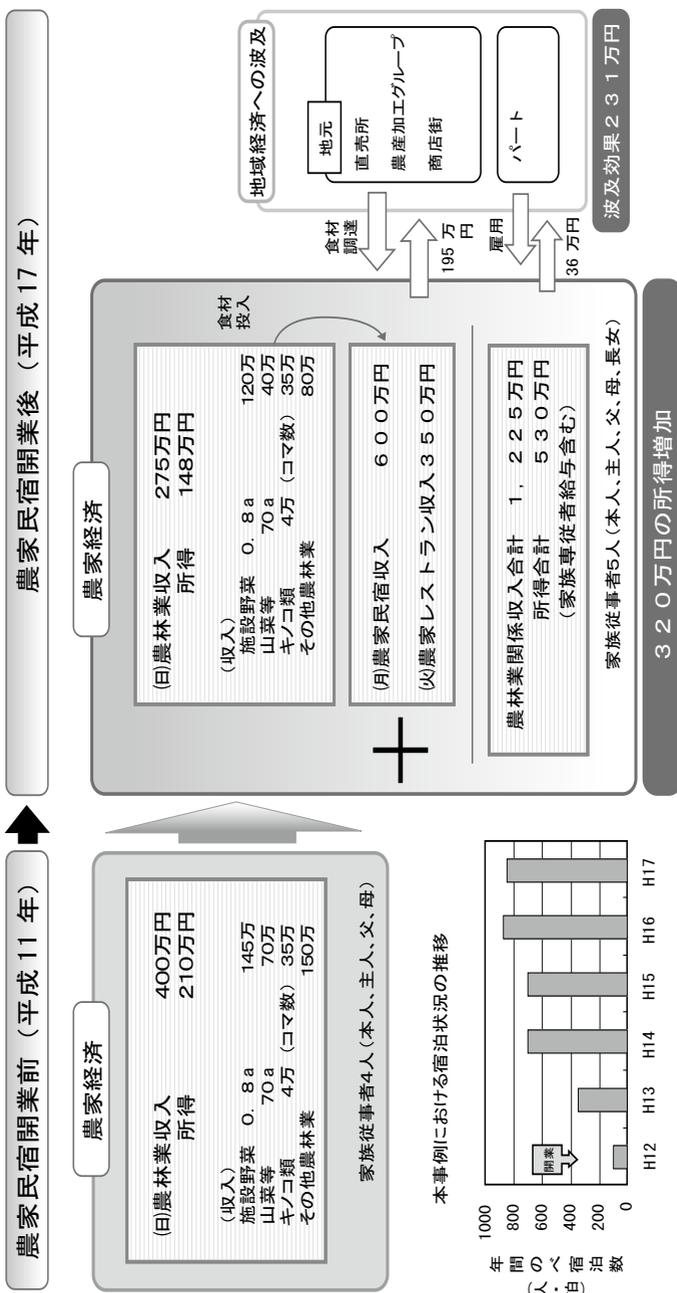
	農家民宿 (3事業者平均)	中山間地域産業連関表 農業自給率
地元調達率	96.5%	55.4%

³⁰ H12年高知県産業連関表(16部門)をもとに、ノンサーベイ法により推計した。町内生産額の推計は、『市町村民所得統計』の町内総生産を案分指標としている。移輸出率、移輸入率については、高知県の値を初期値として与え、SLQ法によって移輸入を調整し、最後にRAS法にてバランス調整を行っている。作成方法の詳細については、以下HPにて掲載している。<http://iii.cc.kochi-u.ac.jp/nakazawa/data/index.html>

³¹ サンプル数が少ないため、ここでは3事業者合計の数値を示す。地元の生産農家から直接購入したもののだけでなく、地元の商店から購入したものを含むため、実際の地元調達率は下がる可能性があるが、ヒアリングの結果と照らし合わせると、少なく見積もっても9割程度は地元調達していると考えられる。

図9 民宿の経済効果

共生・対流推進が農家経済にもたらす効果事例



「都市と農山漁村の共生・対流」について 平成19年6月 農林水産省都市農業・地域交流室

では、この食材の地元調達率の高さはどの程度、経済波及効果を地域内にとどめる効果があるのだろうか。上記の結果をもとに、産業連関表を用いて推計した結果³²が、表2(中山間地域の自給率)と表3(農家民宿の自給率)である³³。

表2は、中山間地域の自給率を用いて1億円の直接効果(農家民宿の売り上げ)があったと仮定して経済波及効果を推計したものである。これによると、実際、地域内で発生する需要の増加は4500万円で、5500万円はこの段階で地域外へ漏れてしまっている。この4500万円がもたらす、経済波及効果は直接効果、第1次波及効果(原材料取引経由)、第2次波及効果(所得効果経由)を含めて、6600万円となる。

表3は、農家民宿の自給率を用いて1億円の直接効果(農家民宿の売り上げ)があったと仮定して経済波及効果を推計したものである。これによると、実際、地域内で発生する需要の増加は4900万円で、この時点で地域外への漏れが400万円改善している。さらに、この4900万円がもたらす、経済波及効果は直接効果、第1次波及効果(原材料取引経由)、第2次波及効果(所得効果経由)を含めて、7100万円となり、最終的に地域外への漏れが500万円改善できていることがわかる³⁴。

さらに、産業別の効果を見ると、運輸・通信・放送(1600万円)、農業(900万円)、

³² 自給率の改善は経済構造の変化をもたらし、産業連関モデルにおける生産波及経路等に大きな変化が生じる可能性がある。ここでの効果測定には、こうした構造変化を考慮せず、最終需要の増分にかかる自給率(I-M)についてのみ、変化したものとしてとらえている。使用した均衡産出高モデルは、 $X_1 = (I - (I - M)A)^{-1} \{ (I - M)F_d + Ex \}$ 、 $X_2 = (I - (I - M)A)^{-1} (I - M)ckwX_1$ 、 $X = X_1 + X_2$ である。産業連関分析を行う際には、観光にかかる消費額が各地域内における需要増加額に結びつくかを評価する必要がある、結びつかないと判断されるもの(地域外での消費、地域外製品の消費)は除外する必要がある。今回の事例の場合は、地域外製品の消費額を把握する資料がないため、各々の部門の地域内自給率を乗じて需要額を推定する方法をとっている。

³³ 消費客の消費支出構造については、グリーン・ツーリズム観光客を対象とした調査結果は残念ながら今のところない。そのため高知県観光部観光振興課「観光動態調査」をもとに、県外客の消費動向を参考に作成した。県外客が高知県内で消費した、交通費、宿泊費、飲食費、土産費(耕種農業、食料品製造業)について産業別に配分を行っている。土産費については、野菜や加工品を対象として耕種農業と食料品製造業の中間投入率で需要を配分している。高知県における一般的な観光消費モデルであるため、当然ながら、グリーン・ツーリズムにおける消費構造と異なる可能性があり、今後、精査する必要がある。

³⁴ この試算では農業部門における自給率改善のみ推計しているが、我々の行った経営実態調査の結果からは、商業やその他のサービス(対事業所サービス)においても同様の自給率の改善が見られることを確認している。当然ながら、この点を勘案するとさらに改善効果は高まる。

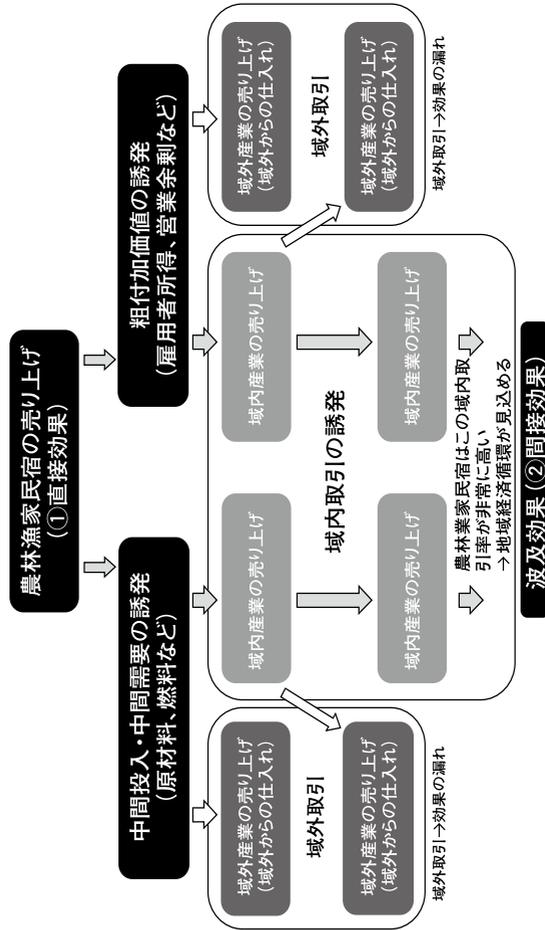
表2 中山間地域の自給率を使ったグリーン・ツーリズムの経済効果 単位：百万円

	直接効果	直接効果 (自給率考慮後)	直接効果 (自給率考慮後) + 第1次間接 波及効果	第2次間接 波及効果	生産波及効果 合計
農業	8	5	5	0	5
林業	0	0	0	0	0
漁業	5	1	1	0	1
鉱業	0	0	0	0	0
製造業	32	5	6	1	6
建設	1	1	2	0	2
電力・ガス・水道	6	5	5	0	6
商業	13	5	6	0	6
金融・保険	7	6	8	0	8
不動産	2	2	2	2	5
運輸・通信・放送	16	11	14	2	16
公務	0	0	0	0	0
公共サービス	0	0	1	2	3
その他のサービス	7	4	6	0	7
事務用品	0	0	1	0	1
分類不明	1	1	1	0	1
合計	100	45	58	8	66

表3 農家民宿の自給率を使ったグリーン・ツーリズムの経済効果 単位：百万円

	直接効果	直接効果 (自給率考慮後)	直接効果 (自給率考慮後) + 第1次間接 波及効果	第2次間接 波及効果	生産波及効果 合計
農業	8	8	9	0	9
林業	0	0	0	0	0
漁業	5	1	1	0	1
鉱業	0	0	0	0	0
製造業	32	5	6	1	7
建設	1	1	2	0	2
電力・ガス・水道	6	5	5	0	6
商業	13	5	6	0	6
金融・保険	7	6	8	0	8
不動産	2	2	2	3	5
運輸・通信・放送	16	11	14	2	16
公務	0	0	0	0	0
公共サービス	0	0	1	2	3
その他のサービス	7	4	6	0	7
事務用品	0	0	1	0	1
分類不明	1	1	1	0	1
合計	100	49	62	9	71

図10 産業連関分析における農林漁家民宿の経済波及効果の流れ
 産業連関分析による生産波及効果は、①直接効果十②間接効果を対象とする。



金融・保険（800万円）、製造業（700万円）、商業（600万円）、その他のサービス（600万円）と、農家民宿の経済活動が様々な産業に経済波及効果をもたらしている様子がわかる。

これまで見てきたとおり、グリーン・ツーリズムとしての農家民宿は、原材料調達等をほとんど地元で調達しており、その結果、地域経済循環を高める機能を持っていることがわかった。経済効果が地域外へ漏れていってしまう高知県の経済体質にとっては、規模は小さいながらも、こうした地域経済循環を高めるような仕組みは非常に有意義であろう。また、直接関わる経済主体のみならず、取引を通じて多くの経済主体に影響を及ぼし、地域経済に貢献する点も特徴である。農家民宿によって地域外から獲得したマネーを地域内でうまく経済循環させることで、地域経済への貢献を果たしており、地域経済から見た経済性について役割を果たしていると言える。

2. 価格の決定権＝原価計算の必要性

農家民宿が地域経済への貢献を果たす、あるいは果たす可能性を持つためには個々の経営が成り立ち、継続していかねばならない³⁵。

グリーン・ツーリズムの経済活動と農林業の最も大きな違いは、「価格を自分で決めることができる」ということである。

農林業では、原価に基づいて農林業者自らが販売価格を決定するという考え方は一般的でない。農産物で原価計算を行った場合、昨今の農産物価格水準では心穏やかでいられないからだろうか。というよりも、農産物の通販・直販のような一部の例外を除いて価格が他者に決められてしまう流通の仕組みの中では、むしろ原価を考えること自体に意味を見いだすににくいというのが実情だろう。

そこからは、生産者が意思決定権を持ってない今の流通システムの中で本来農林業にあるはずの「達成感や充実感」が奪われてきた経緯も浮かび上がってくる。こうしてみるとグリーン・ツーリズムは、国内外の「流通」に翻弄されてきた農

³⁵ WAN 研究所 (2007b) p. 12では、「体験、交流といったケースでは女性たちのボランティア的働きに寄りかかっていることも多く、今後の発展を望むのならば、事業が継続できるような構造に変えていかねばなりません」と指摘されている。

山村が「脱・流通」によって再生しようとするうねりの端緒のようにも思えてくる。

「経済性」が継続の必須条件でありながら今まであまり論じられてこなかったのは、このような農林業の特質以外に、前述した「社会性」重視の考え方や、日本的な「金儲けに対する不思議な罪悪感」、あるいは女性起業を経済活動の創出というよりも女性のエンパワーメントとして位置づけてきた政策誘導等³⁶に理由を求めることができるかもしれない。とはいえ、取り組みに経済性が無いと、結局は「今まで以上に疲れ果てた農山村」が残ることになる。そうならないためにはどうしても「原価」割れしない価格設定を検討する必要がある。

3. グリーン・ツーリズムの原価計算シートの提案

本稿では自分の取り組みを疲れずに継続できる価格設定や経営の方針を検討する際の「気づき」のツールとしてごく簡便な「グリーン・ツーリズムの原価計算シート」(excel)を提案したい。

掲載した筆者作成の「原価計算」シートの構成は、澤(2000)³⁷の報告や高知県が開発している「原価計算シート」³⁸とほぼ同じであるが、新たに「体感労働時間」の考え方を追加したものである。

農家民宿のモデル例で当シートの特徴を見てみよう。

(1) 食 材

経費で一番特徴的なのが「自給食材」である。特に農家民宿では多角的な経営の内部での取引が発生する。実際に経費を調査した事例ではここを過小評価している場合が多い。

また、すでに稀少となっている天然物を食材に用いる場合はどうだろう。経営者自らが獲得してくる場合でも、それにかかる労力・技術には相当なものがあり、市場で購入するのと同等の単価を計上するのが妥当と考える。

他の宿泊施設と比べ宿泊単価の低い農家民宿では、表3モデル1のようにも

³⁶ WAN 研究所(2007) p. 2では、「農村女性の起業活動は女性の能力向上と能力開発に有効なシステムとなるものと考えられた」と指摘されている。

³⁷ 澤真知子(2000)を参照のこと。

³⁸ 「平成19年度こうち体験ツーリズム大学」資料。シート自体の開発は高知県環境農業推進課営農支援室が行った。

てなしすぎによる食材費の膨張傾向が経営を圧迫する可能性がある。そういう場合はモデル2のように宿泊料金を見直して赤字を減らす工夫が必要となる。もっとも地域全体から見れば、これらの食材がもっぱら地域内で購入されるとすれば大きな経済効果をもたらしているということになる。

(2) 外注加工品

「外注加工品」として、地域内の農産物加工名人などに料理を委託した場合の金額を想定している。

農家民宿ではこのように地域内農産物の需要を生み出している場合が多い。原価とは別の話になるが、上の地域内購入食材等と併せ、農家民宿が地域にもたらす経済効果はもっと大きく評価されるべきである。

(3) 労務費

WAN研究所（2007f）では、「製造などに従事する人件費は、利益で配分するものではなく、あらかじめ原価に算入し、コストとして回収するのだとの意識をしっかりと持つことが大事です」と指摘している³⁹。

つまり、原価の考え方からいうと、宿泊客をもてなすためにかかる労賃は製造原価に入る。

しかし、農家民宿のみなさんの「給与（自家労賃）」についての「受け止め方」は通常の営利活動とはあきらかに趣を異にしている。

民宿経営でどの程度の給与が必要か、ということについて農家民宿のみなさんからは様々なご意見をいただいた。長年「農家民宿」を経営してきた方からは「農作業とくらべて、お客様とお茶をいただきながらの語らいはなんと優雅な時間であることか」というお話があった。お客さんと接する時間は充実感のある時間であり、賃金を生むための忍耐や苦役の時間ではないという。

そういう要素を加味し、本シートでは経営者自身が労働時間と受け止める時間数を「体感労働時間」として労賃の算定に使用するようにした。「体感労働時間」も結局は労賃の圧縮を肯定するものではないかというご指摘は覚悟しつつ、それでも「疲れ」を覚えずにやっていけるにはどの程度の対価が必要なのかを

³⁹ WAN研究所（2007f）p. 11を参照のこと。

図 11 グリーン・ツーリズムの原価計算のためのシート〔数値はモデル〕

収 入				
	宿泊料金		3,329,000	
	受取利息		10	
	その他収入		0	
	計 (A)		3,329,010 円	
支 出				
製造原価	材料費	食材	食材料費 800,000	
			自給食材料費 250,000	
		外注加工賃	10,000	
	労務費	給料・賃金 (常時雇用)	0	
		給料・賃金 (臨時雇用)	220,000	
	経費	専従者給与 (体感労働時間 × 最低賃金)	1,000,000	
		水道・光熱費	200,000	
		洗濯費	30,000	
		消耗品	20,000	
		食器・調理用具	15,000	
	保険掛け金 (客用)	10,000		
一般管理費等		体験用の資材・材料	4,000	
		家賃・レンタル料	5,000	
		租税公課	12,000	
		通信費	80,000	
		広告宣伝費	40,000	
		接待交際費	10,000	
		損害保険料 (その他)	30,000	
		修繕費	15,000	
		減価償却費	300,000	
		福利厚生費	20,000	
		給料・賃金 (営業ほか)	0	
		利子割引料	30,000	
		衛生費	50,000	
		衣料費	10,000	
		支払い手数料	500	
		車両諸掛	50,000	
		研修費	5,000	
		事務用品費	15,000	
		会議費	5,000	
		雑費	30,000	
		計 (B)		3,266,500 円

のべ宿泊者数	443
体感労働時間 (時間/年) ※体感労働時間: 経営者が労働と受け止める時間とする	1,538
利潤 (もうけ) (A - B = C)	62,510 円
変動費	1,530,000
固定費	1,736,500
限界利益率 = 1 - (変動費 / 事業収入)	0.540
宿泊者 1 人・日あたりの製造原価 = 経費の合計 / 宿泊数	5,767
損益分岐点 = 固定費 / 限界利益率	3,213,345 円

作成：山崎真弓

「原価」として認識していただければと願う。

当然のことながら「体感労働」は絶対値ではない。農家民宿ごとに異なるのはもちろん、事業創始者世代と次代、あるいは当初からのスタッフと新規スタッフとでは受け止め方が異なる「相対的な時間感覚」である。女性起業の講演会などでは、事業継承やスタッフの更新時の「志」の共有の難しさがよく話題に上がるが、現場では、この「体感労働時間」についての認識の違いをかい間見ることがある。

(4) 水道光熱費，減価償却 等（家庭生活と共有部分との取扱い）

グリーン・ツーリズムでは、田舎の「ケ」が来訪者にとっての「ハレ」になると言われる。体験型観光で見られるような「提供するためだけに作り上げた体験プログラム」ならば、それに限定した経費を計上することですむが、農林漁家民宿では多くの場合、日常の生活と宿泊業で空間的、経費的にも共有される部分があり、なんらかの割合で按分する必要がある。割合については、原価を把握する場合においては床面積、収入等、自らが納得するやり方を採用して差し支えない。しかし、税務においては税法に基づく適正な処理をしなければならない。

(5) 利 潤

「利潤」についても、労務費と同様、実践者の方々には「お金を蓄えてはいない、人を蓄えている」「心の分限者になりたい」という思いが強い。

シートの「もうけ」の箇所は、例えばグリーン・ツーリズム継続と再生産のために活用される都市農山漁村共有のファンドと解釈するとか、「赤字であっても、グリーン・ツーリズムに連動した農産物や農産加工品の売り上げ増と相する（この場合の売り上げを民宿の「その他の収入」の項に入れるかどうかは議論が必要であろう）」、「地域へのトータルの経済効果をもって良しとし、赤字にさえならなければ可」というように、多様な受け止め方ができる。

このようにして「もうけ」への抵抗感をなくしつつ、継続に必要な経済性を確保し、農家民宿に取り組み最終目的（都市との交流による充足感）の実現に近づくことが本シート提案の主旨である。

(6) 損益分岐点

いくつかの事例からは、体感労働時間にしても一定の労賃が得られる損益分岐点がおぼろげながら明らかになっている。つまり目標収入や目標宿泊客数などが設定できるようになる⁴⁰ということである。

損益分岐点分析によって採算性に問題ありとなった場合、単純に考えれば、収入を伸ばすか、経費を切り詰めるかである。

しかし、ここでも一般の「業」と違うグリーン・ツーリズムならではの判断が出てくる。

農家民宿開業の動機でもあり目的でもある「人との交流の充実感」や「農林漁業の継続」を大切にするとすれば、ただ人数を伸ばせばいいということにはなりにくい。農家民宿の受け入れ適正規模がおのずと決まり、そこから宿泊料金を検討することになりそうである。

実際の分析・見直しの場面で印象的だったのは、「自給食材率を上げてコストダウンを図ろう」、「宿泊料金の見直し(値上げ)に耐えるホスピタリティ充実を」という民宿経営者の方々の姿勢である。昨今の「食」や「サービス」不信の時代にあって、これがグリーン・ツーリズムの素晴らしさではないだろうか。

(7) シート全体について

本シートは手軽さに重きを置き、構成は極力単純にした。したがって、利用者がカスタマイズすれば農家民宿だけでなく農林漁業体験料金の設定にも対応が可能である。

一方、棚卸しも直接費間接費の区別もなく、厳密な意味での「原価計算」から見るとかなり大雑把な構成となっている点についてはお許しをいただきたい。科目や経費の分類等についても今後かなりの検証が必要であるので、御助言ご指摘をいただければ幸いである。

⁴⁰ 筆者の経験では、宿泊客が100人を超えるあたりから、にわかには経営者の方が採算性への関心を示し始める感触がある。赤字が無視できない金額になるのがこの時点なのであろうか、実践者の経営感覚はもちろん、前述した「社会性重視」の中にひそむ「本音」を考えるうえで非常に興味深い。

第4章 持続可能なグリーン・ツーリズムのために

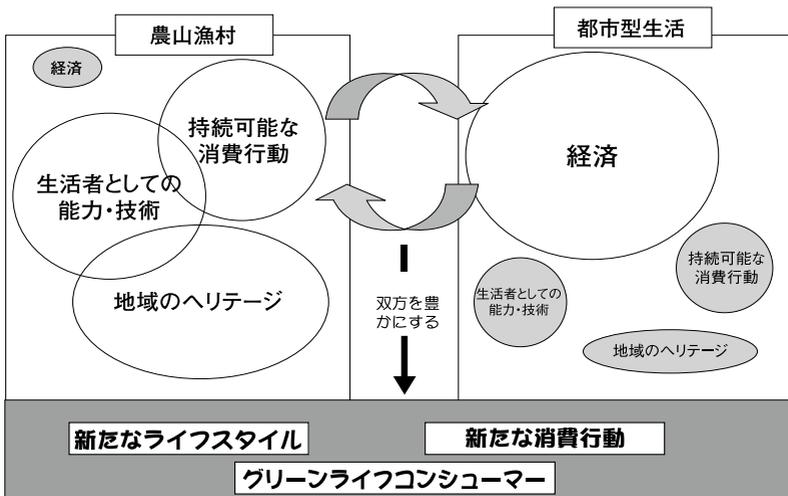
1. グリーンライフコンシューマーとの協働

どんなに交流が深まったとしても、都市住民のすべてが農山漁村のライフスタイルを選択するとは考えにくいし、「流通」もおいそれとは変わるものでない。そして日本の農村はイギリスの農村のような都市からのあこがれや敬意をまだ十分には獲得していない。

しかし、都市と農山漁村を行き来する行動が繰り返され続けていけば、同じライフスタイルを選択しなくても「やせ細っていく現代の暮らしを出会いと発見を通してお互いに豊かになっていく⁴¹」と信じたい(図12)。

「時間(余暇)の過ごし方」という意味で、「グリーン・ツーリズム」は「旅行」「飲食業」などに分類しきれない新たな消費行動であり、市場はまだ成熟していないと見るべきである。

図12 都市と農山漁村の行き来

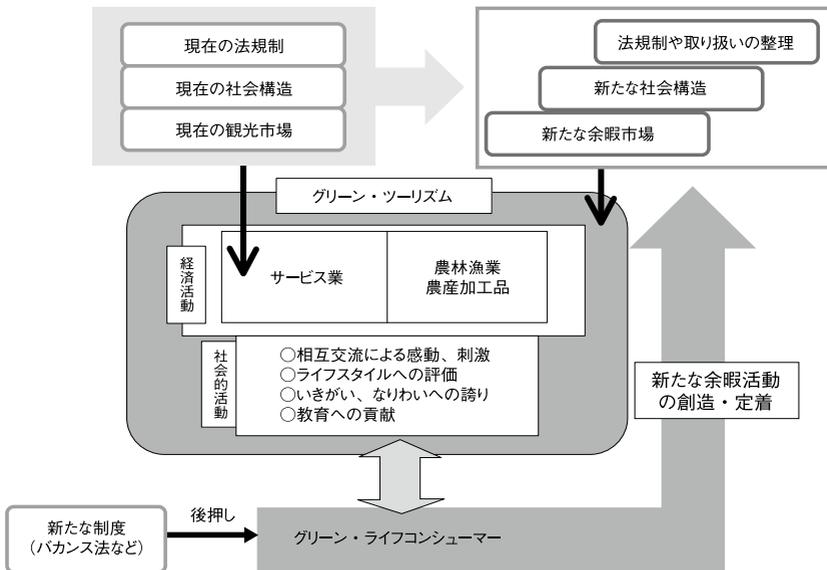


作成：山崎真弓

⁴¹ オーライ！ニッポン中国・四国 都市と農山漁村の共生・対流シンポジウム ～「出会いと発見の交流～」(平成19年10月)

例えばかつてエコロジー商品が定着していく過程で製造サイドは機能や使用感を現行商品に近づける努力をし、消費者は商品の背景や理念への共感を深めることによってニーズが育っていったように、民宿側は「宿泊業として求められる品質」の確保に努めつつ、農山漁村との精神的なつながりを重視する都市住民（「グリーンライフコンシューマー⁴²」）とでもいう新たな概念に基づく呼び方が必要であろう」とともに新たな市場を育てていく⁴³のが理想的な姿のように思える（図13）。

図13 新たなG T市場の造成



作成：山崎眞弓

⁴² 佐藤誠、山崎光博、篠原徹（2005）では「世界的に都市のなかで物を大量消費する暮らしから、大地に根ざした持続可能な暮らしへ転換したい。ゆっくりと流れる時間を大切にしたいのちゆたかに暮らしたい、といったライフスタイルの転換が顕著にみられるようになっている」とし、「ガーデニングなど緑ある余暇活動…(中略)…農業を基盤にした新たなビジネスに取り組む人びと」のような取り組みやライフスタイルを「グリーンライフ」と定義している。本稿では、この定義による「グリーンライフ」を指向し、かつ「農山漁村を理解や敬意をもって支持する」都市住民の方々に仮に「グリーンライフコンシューマー」と名付けた。

⁴³ 全国的な「ツーリズム大学」の開校など「学びのネットワーク」もこれにつながるものと思われる。

前述したグリーン・ツーリズムの認知の課題にしても、農山漁村の感動領域を感知するセンサーと都市住民ならではの生活感を併せ持つ「グリーンライフコンシューマー」が発信役になれば、都市の人々に対してプレの少ない伝え方ができるのではないだろうか。都市部の商店街で始まっている、エンドユーザーと農山漁村の直接の交流⁴⁴の動きに等にも同様の可能性を感じ、今後への期待がふくらむ。

また、昨今少々気になるのが、「ごちそうづくしの安価な宿」という、グルメ番組的なサービス面の評価だけを強調した農林漁家民宿の取り上げられ方、売り込み方である。評価は嬉しくても共有すべき思い⁴⁵が欠けたまま一方的なホスピタリティを求められるのは寂しいし経済的にも負担が大きい。こうした農山漁村側と都市側のボタンの掛け違いをやりわりと訂正してくれる力を持つのもやはり心あるグリーンライフコンシューマーだろう。

2. 持続性への配慮（グリーン・ツーリズム支援にあたって）

日本のグリーン・ツーリズムの多くが行政主導型といわれる⁴⁶。それにしても昨今の雪崩をうったような推進の勢いはどうだろう。

農山漁村地域の活性化の方法が「これ（グリーン・ツーリズム）しかなくっている」のは事実であるとしても、「グリーン・ツーリズムに取り組んでみませんか」（あるいは「農山漁村体験観光に取り組んでみませんか」）という行政からの呼びかけが、どの程度まで見通しを持ってのことなのか不安に思わずにはいられない。

経済性が求められるのは民宿のようなビジネスだけではない。本来は単発の誘客ツールであるはずの「イベント」も継続的に実施していくとなれば赤字で

⁴⁴ 板橋区大山商店街の中に板橋区と交流のある市町村のアンテナショップ「とれたて村」を開設。特産品販売だけでなく板橋区民と交流都市の市民が行き交う相互交流の仲立ちを行っている。

⁴⁵ 大江正章(2008)を参照のこと。「食事のインパクトが最大のように。自分でもいまだトマトの味が忘れられないからまた来るとかね」(農家民宿「いちょうの樹」上田知子氏)。同様のエピソードはグリーン・ツーリズムの実践の中で枚挙にいとまがない。名物料理の食べ歩きとは全く違う次元の「食の喜び」があることがうかがえる。

⁴⁶ 青木辰司(2004) pp. 146-147を参照のこと。

あってはならず、体験型観光プログラムならばなおさらである。特に農山漁村の日常生活から切り離して作り上げたプログラムの場合、軽く試算してみただけでも、動員されるスタッフの日当、再生産のための採算性を考慮したうえで、かつ全国的に金太郎飴のような「自然、食材メニュー、体験プログラムの産地間競争」が激化している中で利用客にとってリーズナブル、という料金設定はなかなか難しい⁴⁷。

振り返れば高知県で本格的に都市農村交流に取り組む実践活動が始まったのは平成12年度であるから、実践者の方々は8年の時を重ねたことになる。「豊かな地域の実現」を支えるのは景気よく旗を振りいたずらに船出を急がせることではなく、地域と共に目指すべき港への舵を取る握力なのではないか、というのがその間多少なりとも行政として関わってきた筆者の忸怩たる思いである。民宿開業に至った方、今もイベントを続けている方、これからどう歩まれるのか、ただ皆さんの笑顔から推し量るしかない。

全国的に展開されている支援策や取り組みではあるが、見通しのない推進は、「いきがい」や「喜び」だけがご褒美の「社会活動」を農山漁村に強いることになりかねない。それだけではない、前述したようなコンプライアンス、観光の商業主義が求めるサービス水準、それらがもたらすネガティブな結果をひとえに実践者の方々が負うことにならないと誰がいえよう。

実践者自らがリスクマネジメントやダメージコントロールに主体的であらねばならないということも正論ではあるが、そういう議論の前に、「地域を愛し、訪れる人々を愛する」実践者の努力が報われる地域こそ、グリーン・ツーリズムのめざす「暮らし続けたい地域」「帰ってきたい地域」であるということを思い起こしてほしい。

この歩みで本当に良いのかという反省、予見可能性の備え、そして経済性の検証なしに、ただ「推進」という言葉の心地よさに身をゆだねてよいのか、グリーン・ツーリズムの認知に社会が動き始めた今こそ、考えを整理しなければなら

⁴⁷ 青木辰司、小山善彦、バーナード・レイン(2006)では、「一番の問題はこうした体験主義はあくなき企画合戦と価格競争に陥り、観光事業と同様の身体的疲労を伴って、短期的事業に終わる宿命にあることが、認識されていないことにある」と指摘している。

ない段階といえる。

3. おわりに

都市は「自分たちとは違う時の流れ」への共感と敬意を持ち、農山漁村は「心豊かなくらし」のおすそわけができる、そういう関係が社会の中に定着するまで、それは長い道のりかもしれない、息長く疲れずに続けていきたい。「経済性」⁴⁸は他の課題とは違って、もの静かな性質らしく、ひそかに後ろからついてくる。グリーン・ツーリズムの現場で聞いたかすかな足音がいつか立ち現れる前に何か手立てがあれば、という思いがこの提案となった。御助言、御協力をいただいたたくさんの方々には、あらためて厚くお礼を申し上げます。

本稿はけっして個別経営体型グリーン・ツーリズムにおける「経済至上主義」を主張するものではない。むしろ地域経営型グリーン・ツーリズムとして「3億5千万円の直接消費と7億円の波及効果」⁴⁹を地域内のくらし全般に波及する仕組みを構築しつつ、「農家の元気を生産している」⁵⁰と誇り高く総括される飯田市はじめ全国の先進地の地道な取り組みへの（少しでも近づきたいという思いを込めた）つまりはオマージュであることを最後に告白しておきたい。

（謝辞）本稿をまとめるにあたって、明治大学農学部竹本田持教授には、本稿の草稿段階から貴重なコメントをいただいたほか、論文・資料等の提供をしていただいた。ここに記して感謝いたします。

⁴⁸ 小室重雄、深山一弥編著(2000) p. 281では、「活性化に向けて現実にさまざまな試みがなされているにもかかわらず、経済的側面で満足すべき結果を得られないために、その試みを断念せざるを得ない事例が非常に多い。」とある。

⁴⁹ 農林水産省農村振興課都市農業・地域交流室(2007)を参照のこと。

⁵⁰ 井上弘司(2007a)および井上弘司(2007b)を参照のこと。

参考文献

- [1] 青木辰司(2004)『グリーン・ツーリズム実践の社会学』丸善
- [2] 青木辰司, 小山善彦, バーナード・レイン(2006)『持続可能なグリーン・ツーリズム—英国に学ぶ実践的農村再生—』丸善
- [3] 井上和衛(2005)「農業・農村体験の意義と課題(農業・農村体験ビジネス—体験ビジネス支援の政策展開の現状と課題)」『農業と経済』71(8臨時増刊号)
- [4] 井上弘司(2007a)「持続する地域を生み出すツーリズムの力(上)」『農林経済』第9913号
- [5] 井上弘司(2007b)「持続する地域を生み出すツーリズムの力(下)」『農林経済』第9914号
- [6] 大江正章(2008)『地域のカ—食・農・まちづくり—』岩波書店
- [7] 桂瑛一(2006)「グリーン・ツーリズムと農村振興」稲本志良・桂瑛一・河合明宣編著『アグリビジネスと農業・農村—多様な生活への貢献』放送大学教育振興会
- [8] 加登豊, 山本浩二(2006)『原価計算の知識』日本経済新聞社
- [9] 川村牧子(2001)『持続可能なツーリズムを求めて—グリーン・ツーリズム—』和光大学卒業論文
- [10] 岐阜県産業経済振興センター編(2003)『岐阜を考える(特集グリーン・ツーリズム)』VOL. 115
- [11] 小嶋智(2008)「我が国の観光政策の概要とエコツーリズムについて」エコツーリズム推進に関する基本方針検討会資料
- [12] 小室重雄, 深山一弥編著(2000)『中山間資源活用の諸側面』農林水産省農業研究センター
- [13] 佐藤誠, 山崎光博, 篠原徹(2005)『グリーンライフ入門—都市農村交流の理論と実際(農学基礎セミナー)』農山漁村文化協会
- [14] 澤真知子(2000)「十勝における農家民宿の経営方向」『北海道農村生活研究会報』第10号
- [15] 霜浦森平・宮崎猛(2002)「内発的発展に関する産業連関分析—京都府美山町における地域経営型都市農村交流産業を事例として—」『農林業問題研究』第38-1
- [16] 霜浦森平・坂本央土・宮崎猛(2004)「都市農村交流による経済効果に関する産業連関分析—兵庫県八千代町を事例として—」『農林業問題研究』第40-2
- [17] 下條龍二(2005)「市民農園の規制緩和のとりくみ, およびグリーン・ツーリズム推進のとりくみ(農業・農村体験ビジネス—体験ビジネス支援の政策展開の現状と課題)」『農業と経済』71(8臨時増刊号)
- [18] 食料白書編集委員会(2006)『食料白書2006年版』
- [19] 第6回全国グリーン・ツーリズムネットワーク東京大会実行委員会(2007)『第6回全国グリーン・ツーリズムネットワーク東京大会宣言』
- [20] 竹本田持(2007)『農村における地域内発的アグリビジネスの実証的研究』明治大学大学院博士学位請求論文

- [21] 中央経済社編 (2008) 『会計法規集』第28版
- [22] 財団法人地方自治研究機構 (2003) 『地場資源活用による過疎地域活性化に関する研究』
- [23] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2002a) 『地域ぐるみグリーン・ツーリズム運営のてびき ～都市と農山漁村の共生・対流～』
- [24] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2002b) 『<グリーン・ツーリズム> 総合交流施設の運営と戦略』
- [25] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2003a) 『ラーニング・パッケージン実施による地域への人的交流増大に関する調査報告』
- [26] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2003b) 『グリーン・ツーリズム体験ビジネスの展開—農林漁業体験活動を中心として—』
- [27] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2003c) 『都市生活者の農山漁村との交流に関するラーニング・パッケージンによる長期休暇のすすめ—学びながら遊ぼう—』
- [28] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2003d) 『農林漁業体験学習のすすめ なぜ、農林漁業体験が子どもたちに必要なのか?』
- [29] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2004) 『星をめざす農家民宿の経営者達1』
- [30] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2005) 『数字でわかるグリーン・ツーリズム』
- [31] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2006a) 『都市生活者を対象にした日本の農家民宿のサービス水準等に関するニーズ調査報告書』
- [32] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2006b) 『イギリスにおける農村ツーリズムの展開』
- [33] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2006c) 『日本の民宿における品質保証に係る可能性と課題—品質管理に係る要点とランク付けの検討』
- [34] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2007a) 『滞在型グリーン・ツーリズム等振興調査報告書』
- [35] (財) 都市農山漁村交流活性化機構 (2007b) 『グリーン・ツーリズム感動ものがたりシリーズ きらめく農家レストラン』
- [36] 日本園芸農業協同組合連合会 (2006) 「果樹でグリーン・ツーリズムを進める」『果実日本』Vol.61
- [37] 農山漁村文化協会 (2000) 『日本的グリーン・ツーリズムのすすめ 農のある余』現代農業11月増刊
- [38] 農林水産省 (2002) 『農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書』
- [39] (財) 21世紀村づくり塾 (1992) 『グリーン・ツーリズム』
- [40] 21ふるさと京都塾 (1998) 『人と地域をいかす グリーン・ツーリズム』学芸出版社
- [41] 農林水産省農村振興課都市農業・地域交流室 (2007) 『グリーン・ツーリズムの展開方向』
- [42] 農林水産政策研究所 (2005) 『我が国における農村型ワーキングホリデーの実態と課題』

- [43]宮崎猛編著(2002)『これからのグリーン・ツーリズム ヨーロッパ型から東アジア型へ』家の光協会
- [44]持田紀治編(2002)『グリーン・ツーリズムとむらまち交流の新展開』家の光協会
- [45]山崎光博, 小山善彦, 大島順子(1993)『グリーン・ツーリズム』家の光協会
- [46]山崎光博(2004)『グリーン・ツーリズムの現状と課題』筑摩書房
- [47]WAN研究所(2007a)「女性の起業とそのノウハウ(1) 女性を取り巻く“不平等”な状況について」『農林経済』第9882号
- [48]WAN研究所(2007b)「女性の起業とそのノウハウ(2) 農業女性起業の意味することとは何か」『農林経済』第9883号
- [49]WAN研究所(2007c)「女性の起業とそのノウハウ(3-1) 企業に向けて-事業計画を立てる」『農林経済』第9885号
- [50]WAN研究所(2007d)「女性の起業とそのノウハウ(3-2) 起業形態について-株式会社からLLPまで」『農林経済』第9887号
- [51]WAN研究所(2007e)「女性の起業とそのノウハウ(3-3) 起業に向けて-資金計画と販売戦略」『農林経済』第9889号
- [52]WAN研究所(2007f)「女性の起業とそのノウハウ(3-4) 起業に向けて-価格決定と原価計算」『農林経済』第9891号
- [53]WAN研究所(2007g)「女性の起業とそのノウハウ(3-5) 起業に向けて-会計の役割と財務諸表の見方」『農林経済』第9893号
- [54]WAN研究所(2007h)「女性の起業とそのノウハウ(4) 税金の計算&女性起業と税制」『農林経済』第9895号
- [55]WAN研究所(2007i)「女性の起業とそのノウハウ(5) 事例(1) 企業組合ワーカーズ・コレクティブ凡」『農林経済』第9898号
- [56]WAN研究所(2007j)「女性の起業とそのノウハウ(6) 事例(2) 大熊にこここ市会」『農林経済』第9901号
- [57]WAN研究所(2007k)「女性の起業とそのノウハウ(7) 事例(3) 有限会社・花のくまさん」『農林経済』第9906号
- [58]WAN研究所(2007l)「女性の起業とそのノウハウ(8・完)「起業」から「企業」へどのように脱皮するか」『農林経済』第9907号

資料1 グリーン・ツーリズムの推進にかかる国の施策の動き

	施 策 の 動 き
平成4年6月	<p>「新しい食料，農業，農村政策の方向」 「国民の新たな余暇の過ごし方としてグリーン・ツーリズム農村地域での長期滞在型保養）を振興します。」※初めて「グリーン・ツーリズムの振興」が政策課題として示される。</p>
平成4年7月	<p>グリーン・ツーリズム研究会中間報告書 「「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」を重視する国民の価値観を反映して，農山漁村の多面的機能等への評価が高まっている一方，農山漁村地域の活力は低下している。グリーン・ツーリズムの推進を，農山漁村の活性化，都市と農山漁村の共存関係の構築のための重要な施策と位置づけ，長期的に取り組むことが必要。」</p>
平成6～9年度	<p>「農山漁村でゆとりある休暇を」推進事業でモデル整備構想を策定</p>
平成7年4月1日	<p>「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」施行</p>
平成10年12月	<p>農政改革大綱 農政改革プログラム 「都市住民にゆとりと安らぎを提供し，農業・農村への理解を促進するとともに，農村における就業・所得機会の創出等地域の活性化を図るため，グリーン・ツーリズムが国民運動として定着するようソフト・ハード両面から条件を整備する。」</p>
平成11年7月12日	<p>「食料・農業・農村基本法」制定 「第36条（都市と農村の交流）国は，国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めるとともに，健康的でゆとりのある生活に資するため，都市と農村の交流の促進，市民農園の整備の推進その他必要な施策を講ずるものとする。」</p>
平成12年3月24日	<p>「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 「3 農村の振興に関する施策（3）都市と農村との交流当 ア都市と農村の交流の促進 （ア）農村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）の推進，農産物の産地直売を契機とする農業体験等の促進その他都市と農村との交流機会の確保や交流の場の整備等により，都市と農村の交流の促進を図る。」</p>

	施 策 の 動 き
平成14年 4月11日	<p>「食と農の再生プラン」農林水産大臣公表 3本柱の1つに「都市と農村の共生・対流」が位置づけられた。</p>
平成14年 4月23日	<p>「都市と農山漁村の共生・対流推進要綱」 3. 施策の展開方向 (2) 平成15年度以降の施策に盛り込むもの ④ 農山漁村に関する各種情報の一元化とアクセスの改善を推進する。 ⑤ 新しいグリーン・ツーリズムモデルを提案・普及する。 ⑥ 農山漁村の各種資源（農地、森林、海岸、田園環境、歴史・伝統・文化、人材等）を最大限に活用する。</p>
平成14年 6月25日	<p>「経済財政運営と構造改革の基本方針2002」（骨太の方針）閣議決定 2. 6つの戦略, 30のアクションプログラム (4) 産業発掘戦略 農林水産省は関係府省と協力して、平成14年度から、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイル(デュアルライフ)の実現に向け、国民運動として民間の取り組みの拡大を図るとともに、特区手法を含め、都市と農山漁村の共生・対流を推進する。 うへの決定を受けて、平成14年9月 <u>都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム</u> 設置される。</p>
平成14年 6月28日	<p>「食と農の再生プラン工程表」農林水産大臣公表 グリーン・ツーリズムの積極的推進を図ることとされている。</p>
平成14年 7月4日	<p>「観光振興に関する副大臣会議報告書」 第4 地域資源を活用した観光交流の推進 (4) 地域の産業、人材等を活用した観光振興 (地域の産業、人材と調和した都市と農山漁村の交流促進) (新たに講ずる施策等) ※農林水産省は、ライフステージに配慮した新たなグリーン・ツーリズムモデルの提案・普及方策、農山漁村情報提供の拠点整備、農林漁業・農山漁村体験指導者の確保育成、滞在型市民農園（クラインガルテン）伝統家屋等を活用した農山漁村滞在型交流拠点の形成を実施</p>

	施 策 の 動 き
平成14年12月24日	<p>「グローバル観光戦略」</p> <p>3. 実行すべき戦略 戦略2：外国人旅行者受入戦略 （観光交流空間づくり戦略） エコツーリズム、グリーン・ツーリズム等地域固有の自然文化や人々との交流等を面的、総合的に楽しむプログラム、運営体制づくり</p>
平成15年4月24日	<p>「観光立国懇談会報告書」</p> <p>4. 魅力を活かす環境整備 (5) 地域に根ざした魅力を高めよう 「さらに、都市と農村を双方向で行き交うライフスタイルを選択するといったこれからの生き方を考えさせてくれる「都市と農山漁村の交流」を積極的に進める必要がある。」</p>
平成19年5月	<p>「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」</p> <p>人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画の実施のための交付金を交付する措置等を講ずる。</p>
平成19年6月21日	<p>共生・対流副大臣PT「関係府省による連携施策」報告</p>

資料2 グリーン・ツーリズムの各分野における課題と期待

分 野	関連する法律・制度
農産物直売所	農薬取締法, 食品衛生法, J A S法, 景表法, 薬事法, 計量法, 知財法 等
観光農園 オーナー制 ※農産物の販売方法のバリエーションにと どまり人的な交流の無いケースは除く。	農薬取締法, 食品衛生法, 等
市民農園 滞在型市民農園	農地法, 特定農地貸付法, 市民農園整備促進法, 農振法, 農薬取締法, 食品衛生法 等 【規制緩和等】 特定農地貸付法：平成17年度改正により, 農家や土地を持たない者も一定条件のもとに市民農園を開設できるようになった。また, 余剰農産物の販売も可能になった。
農林漁業体験イベント(体験型観光を含む) ※ここでは農林漁業の一部を生活と切り離し, 体験プログラムとして(予約を受けて, あるいは定期的, 季節的に)提供するものを一括してイベントとして取り扱う。	食品衛生法(食事を提供する場合), 旅行業法, 道路運送法 等
援農(農村ワーキングホリデー)	-

期待・今後の展開	現状・課題 【参考文献や筆者の現地調査からのとりまとめ】
<ul style="list-style-type: none"> ○単なる消費行動でなく、「農業への理解」「食育」等の要素の拡充。 ○農家レストランや市民農園の併設等、複合的な経営も増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所数の増加に伴う店舗間の競争への対策（と販売力強化、品質管理等） ・店舗の採算性 ・農薬安全使用の課題。
<ul style="list-style-type: none"> ○「棚田オーナー制」等では農地保全、地域住民との交流、農業農村への理解醸成等の効果。 ○レストラン等との複合化 ○食育との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生産可能な価格設定になっているか。 ・地方のオーナー制で地元の住民が栽培管理を担う場合、運営体制の維持にかかる課題（高齢化など）。
<ul style="list-style-type: none"> ○直販店との複合で「食育」への貢献の期待。 ○滞在施設として地域内の遊休施設の利活用の検討。 ○滞在型市民農園から「プレ定住」につながる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、運営ともに公的な資金（税金）に依存しているものではいずれは利用者がそれを負担していけるようになるシステムの構築の必要性 ・市民農園で余剰農産物の販売が可能になったことにより、農園利用者の農薬安全使用、ポジティブリスト等への対応。 ・「農園利用方式」のあいまいさ。 ・定住に至った場合の農地の利用権の取り扱い（経営基盤強化法、特定農地貸付法が適用できないもの）
<ul style="list-style-type: none"> ○体験型観光のメニューとして期待。 ○地域住民のいきがい、農山漁村への理解の醸成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる観光商品のオプションツアー化。 ・日帰りなど短期滞在が多い。・地域へのリピーターが期待できるものであるか、体験料金に経済性があるか、が今後の課題。（経済性を伴わない場合、過去のグリーン・ツーリズムの事例では、実践者を含め資源疲労に陥ることが分かっている。） ・イベントが定着し、反復継続性を持つようになった場合、食品衛生法（食事提供）旅行業法（宿泊や運送）等との整合性。 ・コーディネート組織の採算性
<ul style="list-style-type: none"> ○都市と農村の支え合いというグリーン・ツーリズムの理念に最も近い。一番大切にしたいカテゴリー。 ○本格的な補充労働力となりうる可能性もある。 ○学生やNPO等の援農組織結成の動き。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ先の確保 ・単なる雇用とならないような調整が望まれる。 ・参加者と受け入れ先の経済関係のバランス ・援農希望者と受け入れ地域のマッチングが必要であり、重要。受け入れ先の拡充も。

分野	関連する法律・制度
<p>民泊 (ここでは旅館業法の営業許可を得ずに人を宿泊させることを指す)</p>	<p>旅館業法, 食品衛生法 等</p> <p>【取り扱い】 各県によって, 法の遵守, 安全性確保のためのガイドライン等が示されている</p>
<p>農林漁家民宿</p>	<p>旅館業法, 水質汚濁防止法, 浄化槽法, 建築基準法, 消防法, 都市計画法, 食品衛生法, 等</p> <p>【規制緩和等】 旅館業法については, 平成 15 年に「農林漁業者が開業する民宿(農村休暇法に定義する)」については, 旅館業法では客室面積の規制が緩和されたほか, 消防法, 建築基準法等でも条件付きで柔軟な対応が図られている。 食品衛生法については各県の条例等で施設基準の緩和も行われている。また, 食事を宿泊客との共同調理の場合は, 飲食店営業許可は不要とされている。</p>
<p>旅行商品の造成</p>	<p>旅行業法, 道路運送法 等</p> <p>【規制緩和等】 平成 19 年度の旅行業法改正で, 第 3 種旅行業者が条件付きで募集型企画旅行を行うことが可能に。 また, 「観光圏整備法」で, 一定条件のもとで旅館等が宿泊者への旅行手配を可能にする方向となっている。</p>
<p>スクール開講</p>	<p>旅行業法, 道路運送法 等</p>

期待・今後の展開	現状・課題 【参考文献や筆者の現地調査からのとりまとめ】
<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行等のホームステイとして活用。 ○「子ども農山漁村体験プロジェクト」のくらし体験を担うものとして期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民泊の品質のバラツキ ・実践者の負担と経済性とのバランスがとれているか。 ・観光需要により、オーバーフローする危険性。 ・一方的な都市ニーズの受け入れによる資源疲労。 ・グリーン・ツーリズムにおける「宿泊」の取り扱いを法体系においても整理すべき必要が生じる可能性。
<ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業を補完する収入源、地域全体への経済効果。 ○地域の体験型ツーリズムの拠点。 ○「子ども農山漁村体験プロジェクト」のくらし体験を担うものとして期待される ○「食育」への貢献。 ○宿泊客による農産物購入増が経済効果となっているもの、宿泊業収入が農林業収入を超えるものなど、「副業」から「農林水産業と融合した新しいビジネス」へ。 ○ふるさとの拠点としての役割：実家が途絶えている、甥や姪の世代になって遠慮があるなどで足が遠のいていた地元出身者が、里帰り時の宿泊先として農林漁家民宿を利用する事例に見られるように単なる「宿泊施設」ではなく「ふるさと」としての役割も大きくなりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緩和」による「品質低下」。 →全国レベルでの「農家民宿の品質保証制度」 →品質確保のサポートシステムの構築 ・経営安定（誘客、オフシーズン対策、利用料金設定、後継者確保など） ・地域内の宿泊機能（定年後の経済的基盤に支えられた地域活動による民宿開業や、アウトドア志向の宿泊施設）との棲み分けと連携。 ・都市部での農林漁家民宿の認知向上 ・地域内での認知向上 ・来訪者側の条件整備としてのバカンス法等の必要性
<ul style="list-style-type: none"> ○着地型商品作りがしやすい条件が整いつつある。 ○規制緩和、弾力的運用を活用し、「企画・手配・調整」を地元で分担する仕組み等により、新たな「余暇市場」の形成が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型の観光商品の商慣行、販売手法を適用した場合、「ツアーに組み入れやすい条件が整っているもの」を部分的にピックアップせざるを得ず、資源消耗型に陥る懸念。（旅行エージェントマニュアル化とのおりあい） ・適正価格の設定 ・インバウンド型旅行者者整備への財政的、人的支援策の必要性。
<ul style="list-style-type: none"> ○都市と農山漁村の本音が乖離している状況において、学びあい、理解情勢の機会。 ○都市部での認知の向上、観光との違いがより分かりやすい形に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体系だった「学びあい」になっていないものも多い ・全国的な学びのネットワークが必要 ・お互いつぶし合う危険性。

資料3 中山間地域産業連関表

(単位: 百万円)

	1 農業	2 林業	3 漁業	4 鉱業	5 製造業	6 建設	7 電力・ガス ・水道
1 農業	32	2	0	0	159	17	0
2 林業	0	193	0	0	67	3	0
3 漁業	0	0	1	0	87	0	0
4 鉱業	0	0	0	1	67	124	3
5 製造業	86	35	2	5	1,338	2,373	28
6 建設	3	2	0	0	14	21	41
7 電力・ガス・水道	3	4	0	2	104	59	32
8 商業	26	13	0	2	213	535	5
9 金融・保険	19	8	0	2	47	104	17
10 不動産	0	0	0	0	6	17	4
11 運輸・通信・放送	24	65	0	17	169	685	19
12 公務	0	0	0	0	0	0	0
13 公共サービス	0	1	0	0	116	33	17
14 その他のサービス	6	8	0	2	114	992	42
15 事務用品	0	0	0	0	5	6	1
16 分類不明	2	2	0	1	20	42	3
17 内生部門計	203	333	4	33	2,527	5,011	212
18 家計外消費支出	0	7	0	4	85	153	20
19 雇用者所得	56	202	1	12	721	1,684	134
20 営業余剰	189	316	1	5	272	1,138	70
21 資本減耗引当	60	48	1	6	210	233	112
22 間接税(除関税)	7	19	0	2	145	253	44
23 (控除)補助金	-1	-48	-0	-0	-4	-8	-4
24 粗付加価値部門計	312	543	4	29	1,429	3,453	378
25 県内生産額	515	876	8	62	3,957	8,464	590

18～23の計

18 家計外 消費支出	19 民間 消費支出	20 一般政府 消費支出	21 県内総固定資 本形成(公的)	22 県内総固定資 本形成(民間)	23 在庫純増	24 県内 最終需要
1	113	0	0	3	2	119
0	2	0	0	0	29	32
0	-36	0	0	0	-36	-72
-0	10	0	0	5	-106	-92
37	2,455	10	62	707	-69	3,202
0	0	0	6,498	1,729	0	8,227
0	243	29	0	0	0	271
22	168	0	1	18	1	209
0	3	0	0	0	0	3
0	1,505	0	0	0	0	1,505
9	1,446	14	3	29	5	1,505
0	73	1,389	0	0	0	1,462
5	1,202	3,894	0	0	0	5,101
455	-8	0	-0	-1	0	446
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
529	7,174	5,336	6,564	2,489	-174	21,918

1～16の計(中間需要)

8 商業	9 金融・保険	10 不動産	11 運輸・通信 ・放送	12 公務	13 公共 サービス	14 その他の サービス	15 事務用品	16 分類不明	17 内生部門計
0	0	0	0	0	13	14	0	0	237
0	0	0	0	0	0	1	0	0	265
0	0	0	0	0	12	12	0	0	113
0	0	0	0	0	0	0	0	0	195
30	19	4	320	55	658	254	36	16	5,258
4	2	69	19	20	35	7	0	0	237
14	3	3	33	41	133	39	0	2	473
11	4	2	119	14	213	87	14	3	1,262
34	31	87	128	3	50	48	0	34	612
11	5	4	31	1	18	11	0	1	109
56	27	5	389	50	149	67	4	13	1,738
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	0	23	0	75	6	0	3	278
39	49	20	362	61	202	94	0	9	2,001
4	3	1	7	4	17	4	0	0	54
4	5	7	14	1	11	6	0	0	117
209	150	201	1,444	250	1,586	651	54	81	12,949
18	16	4	94	18	70	39	0	3	529
280	173	36	913	675	2,984	556	0	8	8,434
56	83	730	93	0	40	153	0	13	3,160
28	35	526	239	519	266	132	0	12	2,426
55	15	121	97	0	58	68	0	2	887
-0	-5	-4	-9	0	-105	-2	0	-0	-189
436	317	1,412	1,427	1,212	3,314	946	0	36	15,247
645	466	1,614	2,871	1,462	4,899	1,596	54	117	28,196

17+24		24+26		25+26		27+29		28+29	
25 県内需用 合計	26 移輸出	27 最終需要計	28 需要合計	29 (控除) 移輸入	30 最終需要 部門計	31 県内生産額			
357	317	436	674	-159	277	515			
296	662	693	958	-82	611	876			
41	4	-68	45	-37	-105	8			
103	31	-61	135	-73	-134	62			
8,460	2,720	5,922	11,181	-7,224	-1,302	3,957			
8,464	0	8,227	8,464	0	8,227	8,464			
745	14	285	758	-168	117	590			
1,471	48	257	1,518	-873	-616	645			
615	0	3	615	-148	-146	466			
1,614	0	1,505	1,614	0	1,505	1,614			
3,243	585	2,090	3,828	-957	1,134	2,871			
1,462	0	1,462	1,462	0	1,462	1,462			
5,379	2	5,102	5,380	-481	4,622	4,899			
2,447	233	679	2,680	-1,084	-404	1,596			
54	0	0	54	0	0	54			
118	0	0	118	0	0	117			
34,868	4,616	26,534	39,483	-11,287	15,247	28,196			

資料4 原価計算シートを使った経営の見直し例

		収入	購入食材が 少ないケース	モデル1	モデル2	
		宿泊料金	3,329,000	3,329,000	3,400,000	
		受取利息	10	10	10	
		その他収入	0	0	0	
		計(A)	3,329,010円	3,329,010円	3,400,010円	
		支出				
製造原価	材料費	食材	食材料費	800,000	1,050,000	1,050,000
			自給食材料費	250,000	120,000	120,000
		外注加工賃		10,000	10,000	10,000
	労務費	給料・賃金(常時雇用)		0	0	0
		給料・賃金(臨時雇用)		220,000	220,000	220,000
		専従者給与(体感労働時間×最低賃金)		1,000,000	1,000,000	1,000,000
	経費	水道・光熱費		200,000	200,000	200,000
		洗濯費		30,000	30,000	30,000
		消耗品		20,000	20,000	20,000
		食器・調理用具		15,000	15,000	15,000
保険掛け金(客用)		10,000	10,000	10,000		
経営費 (販売費・一般管理費)	体験用の資材・材料		4,000	4,000	4,000	
	家賃・レンタル料		5,000	5,000	5,000	
	租税公課		12,000	12,000	12,000	
	通信費		80,000	80,000	80,000	
	広告宣伝費		40,000	40,000	40,000	
	接待交際費		10,000	10,000	10,000	
	損害保険料(その他)		30,000	30,000	30,000	
	修繕費		15,000	15,000	15,000	
	減価償却費		300,000	300,000	300,000	
	福利厚生費		20,000	20,000	20,000	
	給料・賃金(営業ほか)		0	0	0	
	利子割引料		30,000	30,000	30,000	
	衛生費		50,000	50,000	50,000	
	衣料費		10,000	10,000	10,000	
	支払い手数料		500	500	500	
	車両諸掛		50,000	50,000	50,000	
	研修費		5,000	5,000	5,000	
	事務用品費		15,000	15,000	15,000	
	会議費		5,000	5,000	5,000	
	雑費		30,000	30,000	30,000	
		計(B)	3,266,500円	3,386,500円	3,386,500円	
		利潤(もうけ)(A-B=C)	62,510円	-57,490円	13,510円	